

国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所
資料配布

配布 日時	平成23年5月30日 10時25分
----------	----------------------

件名	国道8号の通行止めについて (第3報)
----	------------------------

概要	<p>国道8号において通行規制雨量超過のため行っていました通行止めについては、下記のとおり解除しますのでお知らせします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 規制内容：通行止め解除 規制解除区間： 国道8号福井県敦賀市疋田地先～ 国道8号滋賀県長浜市西浅井町塩津地先 (延長約13.2km) 規制解除時間： ○下り方面：5月30日(月)10時25分から ○上り方面：5月30日(月)10時25分から
	<p>なお、下記の通行止めについては継続中です。 通行止めを解除する場合には、別途お知らせします。</p> <p>国道161号高島市国境観測所において、通行規制雨量(210mm)を超過したため、下記のとおり通行止めを行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 規制内容：通行止め 規制箇所：国道161号福井県敦賀市疋田地先～ 国道161号滋賀県高島市マキノ町野口地先 (延長約12.8km) 規制開始時間： ○下り方面：5月30日(月)5時30分から ○上り方面：5月30日(月)5時30分から 迂回路：国道8号及び国道303号

	<p>北陸自動車道についても規制雨量超過のため、下記のとおり通行止めが行われています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 区間：(上り) 武生 I C ~ 木之本 I C (下り) 木之本 I C ~ 今庄 I C・ 開始日時：5月30日(月) 5時45分～
--	---

問い合わせ	_____
-------	-------

資料配布先	○滋賀県政記者クラブ
-------	------------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 TEL 077-523-1741 (代) 副 所 長 板垣 勝則 管理第二課長 新木 優
--------	---